

住民監査請求（部活動指導員報酬の支出）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年9月24日（木曜日）に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は同年10月28日決定）

1 請求の要旨

大阪市教育委員会は、令和2年2月17日、部活動指導員Aに支払われた報酬180,000円の内（合計12時間分）30,000円を不正に支出した。

令和2年4月9日大阪市教育委員会に開示請求を行った結果、偽造出勤簿が開示された。

偽造出勤簿には、Aが出勤していない日（令和2年1月4・5日）、令和2年1月12日2時間の勤務に対して4時間勤務とし、令和2年1月13日から自宅待機を命じたにも拘わらず4時間勤務とし、印（三文判）が押され出勤とした。合計12時間分30,000円が不正に支払われ、また、Aが申請していない有休休暇（年休11日）と記載されている。

偽造出勤簿に基づいて不正に支払われた30,000円の返還及び厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表を求める。

2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、個別具体的に特定された職員等による財務会計上の行為等によって、当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

本件請求において請求人は不正に支払われた30,000円の返還を求めることと、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表を求めている。

このうち、30,000円の返還請求について、B中学校は、令和2年9月23日に学校運営支援センターに対し、Aの令和2年1月分実績に係る報酬について、実勤務時間数に誤りがあったとして、30,000円を戻入させるのに必要な事務手続きを依頼し、同年同月24日に発行された過年度分給与の戻入を事由とする30,000円の納入通知書を、同年10月8日にAに交付することで、同額の返還請求を行っている。

したがって、請求人が求める、本市がこうむった損害を補填するための措置は既に取りられており、監査請求によって重ねてこの措置を講ずることを求める必要性は認められない。

また、厳正な調査と関係者の処罰、再発防止策の策定と公表は、本市がこうむった損害を補填するための請求ではない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。